

平成 26 年の報告書作成について注意点（確認事項）

Wee2012 について

○耐力評価できない無開口の壁についても、一体の開口部と見なして計算するので、耐力 0 kN/m の壁として必ず入力する。また、3,000m を越す場合も、ソフトの方で調整計算されるゆえそのまま入力すること。

○300 から 600 までの窓型開口壁も窓型開口壁として入力する。

○換気扇のある（250 角程度）壁は耐力 0 kN/m の壁として入力する。ただし筋かい等ある場合は筋かい等の工法の種類（壁基準耐力）は入力する。

○壁の入力（診断モード）で接合部と基礎の項目は、増築により金物や基礎が建物概要の入力したものと異なる状態でも、建物概要の入力した状態のまま修正しないでください。

○内部の壁の入力で石膏ボード（9 mm以上）、化合板（3 mm以上）ラスボード、掃出し型開口は梁までの施工が確認不能（目視確認不能）の場合でも壁基準耐力がある工法の仕様として入力することができる。

名古屋市耐震診断報告書について

○「出力チェック表」の上部中央にある Ver8.0 の表記から Ver8.1 へ手書きで修正し審査時に提出してください。

○部分点検調査票の部位等の床組部分の状況で調査内容とコメントの記入方法を床下換気口からの確認した場合は調査内容欄を「確認不能」としコメント欄には「根がらみあり」と記載してください。

○劣化度調査票の部位の床下の項目で（目視確認が不可能な時）は、床下の存在は有りとし、劣化現象欄は「確認不能」としてください。

○耐震改修工事のアドバイスのアドバイス欄で「壁量」、「金物」、「基礎」、「劣化」のアドバイスを必ず記載してください。

その他について

○ 依頼表については、必ず名古屋市に返却のこと。（審査会場に持参できない場合は、個別に名古屋市に必ず返却のこと。個人判断でシュレッダー処分しないこと。）

審査会会場で増築の取扱いの判断しづらい診断建物については、名古屋市耐震化支援室へファックスし判断を仰ぐこと。